

議案第119号

つくばカピオ条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくばカピオ条例の一部を改正する条例

つくばカピオ条例(平成8年つくば市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第16条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第5中「別表第5(第7条関係)」を「別表第5(第7条関係)」に改め、
附属設備の料金」

同表舞台設備の部地がすり(グレー)の項を削り、同表音響設備の部カセットデッキの項、D A T デッキ(ホール)の項及びエコーマシン(ホール)の項を削り、同表その他の設備の部ビデオプロジェクターの項中「1,280円」を「3,000円」に改め、同部スライドプロジェクターの項からビデオデッキの項までを削り、同部に次のように加える。

インターネット回線(ホール、アリーナ)	1回線	4,000円	有線接続
---------------------	-----	--------	------

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6(第7条関係)

ロッカーの利用料金

使用区分	利用料金（1月当たり）
ロッカー（大）	2,000円
ロッカー（小）	800円

備考 使用の期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばカピオ条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設等の利用に係る料金について適用し、施行日前の施設等の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による改正後の別表第5のインターネット回線及び別表第6のロッカーに係る使用の許可その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

4 この条例による改正後の別表第5のビデオプロジェクター及びインターネット回線並びに別表第6のロッカーに係る料金の額の承認その他必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

つくばカピオに整備するオンライン配信用インターネット環境及びその他各種設備について利用料金を定めるほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくばカピオ条例（平成8年つくば市条例第8号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第6条 (略) (利用料金) 第7条 (略) 2 利用料金の額は、別表第1から <u>別表第6</u> までに定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 (略) 第8条—第15条 (略) (指定管理者の指定の取消し等の場合における措置)	第1条—第6条 (略) (利用料金) 第7条 (略) 2 利用料金の額は、別表第1から <u>別表第5</u> までに定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 (略) 第8条—第15条 (略) (指定管理者の指定の取消し等の場合における措置)
第16条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時にカピオの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1から <u>別表第6</u> までに定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。	第16条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時にカピオの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第1から <u>別表第5</u> までに定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。
2 前項の場合においては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第1から <u>別表第6</u> までの表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるも	2 前項の場合においては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第15条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「市長が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第1から <u>別表第5</u> までの表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるも

のとする。

第17条—第19条 (略)

附則 (略)

別表第1—別表第4 (略)

別表第5 (第7条関係)

附属設備の利用料金

使用区分		利用料金 (1回当たり)		備考
(略)				
舞	(略)	(略)	(略)	(略)
台	ひ毛せん	1枚	100円	
設	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
音	(略)	(略)	(略)	(略)
響	モニタースピーカー (ホール)	1台	530円	
設	CDプレーヤー	1台	530円	
備	MDデッキ (ホール)	1台	530円	
(略)				
そ	(略)	(略)	(略)	(略)
の	ビデオプロジェクター	1台	3,000円	
他				
の				
の				

のとする。

第17条—第19条 (略)

附則 (略)

別表第1—別表第4 (略)

別表第5 (第7条関係)

使用区分		利用料金 (1回当たり)		備考
(略)				
舞	(略)	(略)	(略)	(略)
台	ひ毛せん	1枚	100円	
設	地がすり (グレー)	1枚	530円	
備	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
音	(略)	(略)	(略)	(略)
響	モニタースピーカー (ホール)	1台	530円	
設	カセットデッキ	1台	530円	
備	CDプレーヤー	1台	530円	
DATデッキ (ホール)				
音	MDデッキ (ホール)	1台	530円	
響	エコーマシン (ホール)	1台	1,060円	
設	(略)	(略)	(略)	(略)
備	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				
そ	(略)	(略)	(略)	(略)
の	ビデオプロジェクター	1台	1,280円	
他	スライドプロジェクター	1台	530円	
の	OHP	1台	530円	

設備				
(略)	(略)	(略)	(略)	
インターネット回線 (ホール、アリー ナ)	1回線	4,000円	有線接続	

備考 (略)

別表第6 (第7条関係)

ロッカーの利用料金

使用区分	利用料金 (1月当たり)
ロッカー (大)	2,000円
ロッカー (小)	800円

備考 使用の期間に1月末満の端数があるときは、これを1月とみなす。

設備	ビデオデッキ	1台	530円
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

議案第 119 号

つくばカピオ条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市市民部芸術文化推進課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

茨城県内複数の文化施設でインターネット環境が整備されている中で、つくばカピオへのオンライン配信用インターネット環境整備についても利用者から度々要望が寄せられていた。要望に応えるため、令和 6 年度から検討を進めており、令和 8 年 3 月に工事が終了する予定である。

インターネット環境に関して、茨城県内複数の文化施設で使用料を有料としていることや応益負担の観点から有料が望ましいことなどを踏まえ、当市においても有料貸出を行うため、条例の改正を行う。

また、同時期にその他各種設備の一部について買い替えを行うため、その他所要の改正を行う。

○ 他自治体の状況等

茨城県内複数の文化施設でインターネット環境が有料で整備されている。

○ 上位計画又は関連計画等

つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

つくばカピオでのオンライン配信によるイベントが開催されることで、より多くの市民に芸術文化に接する機会を提供できる。その他、貸出用ロッカーを新設することで、住民サービスの向上に寄与することができる。